

避難行動要支援者の支援に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と清瀬市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、日頃から地域での見守りが必要な方や、災害発生時に一定の支援が必要となる方の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、地域にお住いの方々が安心して日常生活を送るために、日頃から地域での見守りが必要な方や、災害発生時に一定の支援が必要となる方で、清瀬市社会福祉協議会等への名簿の提供に同意した方（詳細は第2条を参照。以下避難行動要支援者という。）の支援に関して、甲と乙の協力関係を定める。

（避難行動要支援者）

第2条 避難行動要支援者とは、次のいずれかに該当し、乙への個人情報の提供について甲と同意した方をいう。ただし、施設に入所している方は対象外とする。

- （1）75歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者
- （2）介護認定を受け、要介護区分が要介護3から要介護5までにある者
- （3）身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級と記載されている者もしくは旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種に認定されている者
- （4）精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級と記載されている者
- （5）愛の手帳の交付を受け、障害の程度が1度または2度と記載されている者
- （6）その他避難支援が必要であると市長が認めた者

（名簿の作成）

第3条 甲は、避難行動要支援者の次の個人情報等を記載した避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

- （1）住所
- （2）氏名
- （3）年齢
- （4）性別
- （5）電話番号
- （6）自身の状態
- （7）支援時の留意事項
- （8）緊急連絡先
- （9）避難支援者

（名簿の提供）

第4条 甲は、この協定に同意した清瀬市社会福祉協議会の代表者に名簿を提供する。提供する範囲は、避難行動要支援者制度に同意のあった登録者のみとする。

2 甲は、名簿の使用や管理にあたって、乙に必要な支援を行うとともに、本協定による活動を行う際に生じる問題の解決について必要な支援に努めるものとする。

(名簿の使用目的)

第5条 乙は、避難行動要支援者への支援について可能な範囲で市に協力する。支援の具体的内容は、別紙「避難行動要支援者の支援に関する協力事項(お願い)」で定めたものとし、名簿の使用は、原則、この支援に必要なときに限る。

(名簿の管理等)

第6条 乙は、甲から提供された名簿を管理・使用するときは、次の事項を遵守する。

- (1) 名簿を保管・管理する者として名簿管理責任者を定め、氏名、住所、名簿の保管方法を「清瀬市避難行動要支援者名簿管理責任者届出書(様式第1号)」により届け出ること。名簿管理者等に変更が生じたときも同様とする。
- (2) 名簿は第三者に容易に見つからないように保管し、盗難、紛失、漏えい、破損、改ざんその他の事故の危険を防止すること。
- (3) 名簿を複写しないこと。
- (4) 名簿に載っている個人情報を、避難行動要支援者の支援以外の目的のために使用したり、第三者に提供したりしないこと。
- (5) 名簿にのっている個人情報を、政治・宗教・販売等の目的のために使用しないこと。
- (6) やむをえない理由があり、名簿に載っている個人情報を第三者に伝える場合は、必ず避難行動要支援者本人又は家族に、情報の利用目的と伝える範囲を説明し、その内容について同意を得ること。

(報告)

第7条 乙は、名簿の盗難、紛失、漏えい、破損等の事故が発生するなど、前条に定める適正な管理に支障があったときは、直ちに甲に報告し、対応について相談するものとする。

2 乙は別表の「避難行動要支援者名簿の閲覧者」に変更が生じた場合は、直ちに甲に報告し、別表の変更等、甲の定める手続きを行うものとする。

(名簿の変更・更新)

第8条 甲は、名簿に載っている避難行動要支援者が名簿からの削除を希望した場合は、速やかに乙に連絡をし、乙は、連絡をうけた後速やかに、名簿の情報を変更するものとする。

2 名簿の更新は1年に1度行い、交換の時期・場所については甲乙協議の上、決定するものとする。

(名簿の返還)

第9条 乙は、名簿の定期的な更新時や本協定を破棄する場合、その他甲から名簿の返還を求められた場合は、速やかに名簿を甲に返還しなければならない。乙は、名簿の返還後は、名簿に記載された個人情報について、いかなる理由があっても漏えい、利用等をしない。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、締結した日から締結した日の属する年度の末までとする。ただし、甲乙いずれかから終了の意思表示がなければさらに1年間更新するものとし、以降同様とする。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲) 清瀬市中里5丁目842番地
清 瀬 市
市 長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市下清戸1丁目212番地4
清瀬市社会福祉協議会
代 表 者 山 下 晃